

令和 7 年 4 月公表分（教育庁）（業務委託）

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方 消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治 法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項中の 該当号	備 考
1	教育庁 福利課	令和 6 年度新規採用 教育職員カウンセリ ング事業	令 和 6 年 4 月 26 日	（一社）日本産業カウンセ ラー協会中国支部 岡山市北区野田屋町二丁目 1 1－1 3	6,600	当事業は、就業に伴い不調に陥りやすい新規採用者に対して就業上の悩みや不安をヒアリングし、適切なセルフケアや相談窓口の紹介を行うものであり、働く人が抱える問題を自らの力で解決できるようカウンセリングを実施する必要がある。このため、本事業を実施できる業者は、キャリア形成に特化した経験豊富な産業カウンセラーが約50人在籍しており、複数の産業カウンセラーによる対応が可能である当該業者に限られる。以上の点から契約の性質・目的が競争入札に適さないため。	第 2 号	※単価契約として実施 契約単価：6,600円 事務作業費：231,000円 予定人数：493人 予定価格：3,484,800円
2	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令 和 6 年 4 月 1 日	倉敷市 倉敷市西中新田 6 4 0	53,360,026	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第 2 号	
3	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令 和 6 年 4 月 1 日	津山市 津山市山北 5 2 0	12,186,309	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第 2 号	
4	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令 和 6 年 4 月 1 日	玉野市 玉野市宇野 1－2 7－1	5,430,340	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第 2 号	
5	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令 和 6 年 4 月 1 日	笠岡市 笠岡市中央町 1－1	4,135,525	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第 2 号	
6	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令 和 6 年 4 月 1 日	井原市 井原市井原町 3 1 1－1	3,555,551	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第 2 号	
7	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令 和 6 年 4 月 1 日	総社市 総社市中央 1－1－1	7,590,712	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第 2 号	
8	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令 和 6 年 4 月 1 日	高梁市 高梁市松原通 2 0 4 3	2,259,000	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第 2 号	
9	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令 和 6 年 4 月 1 日	備前市 備前市東片上 1 2 6	3,759,258	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第 2 号	
10	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令 和 6 年 4 月 1 日	瀬戸内市 瀬戸内市邑久町尾張 3 0 0－ 1	3,044,988	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第 2 号	
11	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令 和 6 年 4 月 1 日	赤磐市 赤磐市下市 3 4 4	5,992,400	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第 2 号	
12	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令 和 6 年 4 月 1 日	真庭市 真庭市久世 2 9 2 7－2	1,430,180	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第 2 号	

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方 消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治 法施行令 第167 条の2第 1項中の 該当号	備 考
13	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令和6年4月1日	美作市 美作市栄町38-2	1,453,322	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
14	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令和6年4月1日	浅口市 浅口市鴨方町六条院中3050	3,477,250	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
15	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令和6年4月1日	早島町 都窪郡早島町前湯360-1	1,518,273	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
16	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令和6年4月1日	勝央町 勝田郡勝央町勝間田201	1,512,775	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
17	教育庁 高校教育課教育情報 化推進室	令和6年度学校ネッ トワーク保守管理業 務	令和6年4月1日	(株) オービス 岡山市北区大内田675	13,267,320	学校ネットワークは、岡山情報ハイウェイ上で運用されている県立学校公開系のネットワークであり、岡山情報ハイウェイと一体的に運用監視することで、障害発生時の緊急対応、ネットワークの安定稼働、セキュリティの確保が図られている。 よって、当該業務は、岡山情報ハイウェイの運用・監視業務を受託する株式会社オービスに委託するのが適当であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。	第2号	経営状況等の概況 (県外郭団体)
18	教育庁 高校教育課教育情報 化推進室	令和6年度県立学校 ICT支援員業務委 託	令和6年4月1日	西日本電信電話(株)岡山支 店 岡山市北区中山下2-1-90	10,595,200	県立学校では、令和6年度までに生徒全員に1人1台端末が順次導入されるが、教職員が生徒1人1台端末等の学校ICT環境をを効果的に活用した教育実践に集中して取り組むための支援体制の強化やICT活用指導力・スキル向上が急務である。 こういった状況に対応するため、6月から新たなICT支援員委託業務の契約を締結する入札準備を進めているところである。 令和6年4月から新たな契約締結までの期間について、学校業務に支障をきたさないようにする必要がある。令和5年度に県立学校ICT支援員業務を受託し、既に業務体制が構築され、誠実に契約を履行している西日本電信電話株式会社岡山支店に委託するのが適当であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。	第2号	
19	教育庁 高校教育課教育情報 化推進室	県立学校ネットワ ークアクセスメント業務 委託	令和6年4月19日	(株) オービス 岡山市北区大内田675	33,990,000	本業務は、県立学校ネットワーク全体の通信状況等を調査し、評価する必要があるため、各拠点に設置しているネットワーク機器等を管理するとともに、令和6年度の県立学校ネットワーク保守管理業務を受託している上記業務でなければ、ネットワーク機器の通信状況の測定等ができず、また、県立学校のネットワーク環境全体を踏まえた技術的な知見に基づく評価を行うことができない。よって、株式会社オービスに委託するのが適当であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。	第2号	経営状況等の概況 (県外郭団体)